

審 第 2 6 0 9 号
答 申 第 2 4 3 号
令和2年3月25日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年6月30日付け審第〇〇号〇〇による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第216号

平成29年5月16日付けで審査請求人から提起された、平成29年3月8日付け政法第〇〇号〇〇で行った自己情報開示決定、政法第〇〇号〇〇で行った自己情報部分開示決定及び政法第〇〇号〇〇で行った自己情報不開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年3月8日付け政法第〇〇号〇〇で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）、政法第〇〇号〇〇で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」という。）及び政法第〇〇号〇〇で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定3」といい、本件決定1及び本件決定2と併せて「本件決定等」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、本件決定3で不開示とした文書のうち、下記5（3）イ（イ）b及び（ウ）の情報について開示すべきである。
- (2) 実施機関は、本件決定等で特定した文書以外に、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を開催する際に作成する文書、審査請求事案を各部会に割り振る文書、及び審査会の会議録について特定し、開示決定等を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年2月21日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「保護条例」という。）第16条第1項の規定により、「千葉県情報公開条例と千葉県議会情報公開条例の開示請求の決定に対する私がした異議申立及び審査請求において、千葉県情報公開審査会が作成又は取得した文書のうち、私に交付していない文書全て。（私が提出した文書を除く。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、別表1の文書（以下「本件文書1」という。）、別表2の文書（以下「本件文書2」という。）及び別表3の文書（以下「本件文書3」といい、「本件文書1」及び「本件文書2」と併せて「本件文書」という。）を特定し、平成29年3月8日付けで本件決定等を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し、平成29年5月16日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、保護条例第47条第1項の規定により平成29年6月30日付け審第〇〇号〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定等を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報

は全て開示するとの裁決を求める。裁量的開示を実施することを求める。

自己情報開示決定通知書にも、教示文を付することを求める。

イ 審査請求の理由

(ア) 文書探索が不十分、又は対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(イ) 本件不開示部分は保護条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当しても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

(ウ) 不開示部分は、いずれも保護条例第19条に該当する。

(エ) 開示請求者や行政不服審査請求人に割り当てられた案件番号や不服申立ての件名は、明らかに保護条例第2条第1号に該当するとともに、どのような審議・諮問等をされたのかは、保有個人情報に該当するため、対象外による不開示という措置は違法である。

また、当該措置は、保護条例に何ら規定されておらず、違法であり、個人情報開示請求権ないし知る権利を著しく侵害している。

さらに、当該措置は本件決定等の通知書において何ら記載されておらず、保護条例第21条第3項、千葉県行政手続条例第8条第1項及び第2項、第13条第1項及び第3項に違反している。

(オ) 全部開示の場合に教示文を付さないことは、文書の特定等で争うことができるため保護条例の精神、法の精神、並びに日本国憲法の精神に違反する。

(2) また、審査請求人は、反論書においておおむね以下のとおり主張している。

ア 慣例法上、文書特定で争われた審査請求後は再度、文書を探索するものであるが担当課は再探索していない。慣例に従い、再度の探索をすべきである。

少なくとも録音音声データ、審議において使用された文書、審議に参加した職員を呼んだ文書やその出席調整に関する文書等を特定すべきである。

イ 本件対象文書は、審査請求人が意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を検討することができるようにするため、個人の権利利益を保護するため特に必要があるものと認められる文書である。これを第6号による不開示とすることは、個人情報開示制度そのものを否定することに他ならず、保護条例第1条及び第3条にも違反する。したがって、裁量的開示を実施しないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があった。よって、保護条例第19条による裁量的開示を実施すべきである。

ウ 実施機関の解釈では、保護条例第15条第1項による自己情報開示請求の規定を潜脱ないし没却することとなり、明らかに保護条例第1条、第3条に違反する。

どのような審議・諮問案件の中で審議・諮問等をされたのか、如何なる文書に個人情報が記載されているかという情報は、同文書中で開示された個人情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものに該当するため、開示された個人情報と一体として個人情報である。

しかし、実施機関は、個人情報が記載された文書を本件開示請求や保護条例の趣

旨に沿わない限定を独自に設け、保護条例第17条各号に該当するか否かを判断するまでもなく、対象外として不開示にしている。むしろ、保護条例では、個人の権利利益を十分尊重して、この保護条例を解釈し運用すべき旨が規定されていることに加え、当該部分の不開示決定には合理性を認めがたく、同決定における理由の付記も不十分であるうえ、実施機関がかかる対応をした根拠となる考え方も容易に採用することのできない独自の見解であるから、保護条例第17条各号による不開示事由に該当しない限り開示すべきである。

なお、同一の文書に対して情報公開請求をしたとしても、自己情報開示請求をした場合に開示になる開示請求者の氏名が不開示とされてしまう。その点に鑑みても、実施機関の解釈は保護条例第1条、第3条に違反する。

エ 文書の特定について審査請求及び訴訟の対象となるにも関わらず、教示文を付さなかったことは、審査請求書記載の法規のみならず、法の精神に違反するため取り消しを免れない。

また、不開示部分がなくとも文書の特定について争うことができる以上、全部開示の場合にも審査請求及び訴訟をすることができる旨を当然に教示すべきである。教示文がなければ不適法な処分となることは全部開示の場合も一部又は全部不開示の場合も変わりがない。ゆえに教示文の不備は当然に審査請求の理由になるものであり、そのような不備を書式上で定めている現状を改めるべきである。

オ 開示請求者が開示を受けた文書を自由に解釈することは当然であり、その結果、記載内容次第では実施機関の表明するような「答申の公正等について疑いを」抱くことがありうる。しかし、保護条例第1条、第3条並びに個人情報開示請求制度の趣旨、目的及び効果に鑑みても、当該情報は、開示請求者が「答申の公正等について疑いを」抱き、その公正性を吟味し、職員に改善を求め、議員に相談し議会質問してもらい、行政訴訟や国家賠償請求訴訟等において答申の不公正性を追及するために重要な証拠資料となるものである。「答申の公正等について疑いを招く」ことが不開示事由になってしまえば、行政の説明責任を何ら全うすることにならない。開示請求者には「答申の公正等について疑いを」抱く権利がある。

また、当該情報を開示すると、開示請求者が自己に有利に委員に働きかけるおそれがあることを主張するが、そのおそれは、委員の氏名や職名等を公にしている以上、現段階においても生じているものである。また、審査会事務局職員でもある実施機関職員においては、事務局の事務を遂行するに際し、すでに自己に有利に委員に働きかけていることとの公平性も担保する必要がある。

カ さらに、審査会に提出された文書は、法第38条により閲覧・謄写ができることから、その手続きで公になる文書を不服申立人が自己情報開示請求したとしても、到底、審査会の今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

千葉県における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに千葉県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするという公文書管

理の精神からしても、不服申立人が行政不服審査に係る意思形成過程の文書の開示を受けたとしても、到底、審査会の今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

さらに、審査会に提出された文書は、法第38条により閲覧・謄写ができることから、公になることを前提とした資料の収集又は作成を行うおそれがあるというのであればすでに公になることを前提とした資料の収集又は作成が行われているものである。

キ 実施機関は、「調査審議が十分に尽くされていないといった誤解をする」、「審査会の答申の公正さや客観性について無用な疑いを招く」などと主張するが、開示文書を見た者が様々な所感を抱くことは当然のことであり、開示文書の記載情報を知った主権者の見解は、誤解ではない。実際、審査請求人を含むオンブズ活動をする者は、開示文書を証拠にして行政訴訟や国家賠償請求訴訟等を行っているが、開示文書の記載内容について被告側とは見解を異にすることもままあることであるが、裁判所によって原告側の見解が支持されることもあれば被告側の見解が支持されることもあるのである。開示請求者ないしその他の主権者が行政と異なるように考えたら、それは正しい見解である。行政と同様に考えたらそれも正しい見解である。いずれの場合であっても正しい理解であって「誤解」には当たらない。それらの「疑い」は断じて「無用な疑い」ではない。必要な疑いである。裁判同様に、行政不服審査も常に主権者の監視を受けなければならない。徹底した不服審査批判がされなければならない。行政の言い分を追認することを正しい理解と言い、行政の言い分に反する理解を誤解と言ったり、行政が疑いの必要の有無を処断したりすることは、明らかに国民主権、民主主義、公務員奉仕制に違反する違憲の弁明である。さらには、「審査会の答申の公正さや客観性について」疑ったり、「調査審議が十分に尽くされていないと」解釈したりすることがあってはならないと本当に考えているのであれば、千葉県は全体主義である。弁明があまりに反民主的にすぎるため、貴審査会にはその点でも附言を求める。

ク 万一、実施機関の主張が一部採用されたとしても、行政不服審査請求に係る答申が出されれば開示できるはずである。他の自治体においては、本件対象文書に相当する文書も相当程度開示になっているが、実施機関の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

したがって、当該情報はむしろ開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に資する情報であって第6号には該当しない。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した保護条例第21条第1項及び第2項の規定による本件決定等に対する審査請求のうち、本件決定等の取り消しを求める請求についてはこれを棄

却し、また、裁量的開示及び教示文を付すことを求める請求については、これらを却下するのが相当である。

(2) 却下を求める弁明の理由について

ア 法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

イ 審査請求人は、本件審査請求で実施機関に裁量的開示を求めること及び教示を付すよう求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(3) 本件文書の特定及び本件決定等について

ア 本件開示請求は、審査会が作成又は取得した行政文書に係る自己情報の開示を請求したものであるが、審査請求人が実施機関にこれを請求していることから、実施機関が審査会での事務処理に関し、作成又は取得した行政文書に係る自己情報の開示を請求するものであると解して、請求に係る個人情報記録された行政文書として本件決定1においては本件文書1のとおり、本件決定2においては本件文書2のとおり、本件決定3においては本件文書3のとおり本件文書を特定した。

なお、審査請求人に既に交付している文書及び審査請求人が提出した文書については、本件開示請求の対象文書として特定していない。

イ 実施機関は、本件文書1については保護条例第17条で規定する不開示情報に該当する情報はないとして、本件文書2については同条第1号の不開示情報に該当する情報が存在するとして、本件文書3については同条第6号の不開示情報に該当する情報が存在するとして、本件決定等を行った。

(4) 処分の理由について

ア 審査会における諮問案件の処理について

審査請求人が本件開示請求において求める自己情報は、自己の異議申立て及び審査請求案件に係る文書であり、当該案件については、平成28年千葉県条例第15号による改正前の千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「改正前公開条例」という。）又は改正後の千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）に基づく決定に係るものであるため、それぞれの事務処理の流れについて、まず説明する。

イ 改正前公開条例に基づく処理について

実施機関は、開示決定等について開示請求者等から不服申立てがあったときは、改正前公開条例第20条第1項の規定により、速やかに審査会に諮問しなければならないとされている。そして、諮問を受けた審査会は、必要があると認めるときは、改正前公開条例第23条第1項の規定により、開示決定等に係る行政文書の提示を諮問実施機関に求めることができる。

また、審査会は同条第4項及び平成28年3月25日改正前の千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。以下「改正前公開要領」という。）第6条の規定により、開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとされている。

そして、審査会は、改正前公開条例第23条第5項及び改正前公開要領第7条第1項の規定により、理由説明書の写しを不服申立人及び参加人に対し送付するとともに、意見書の提出を求めるものとされており、改正前公開要領第7条第2項の規定により、意見書の写しを不服申立人、参加人又は諮問実施機関（当該意見書を提出したものを除く。）に送付するものとされている。

こうした事務処理を経て、審査会は、これらの行政文書、意見書及び論点整理資料などを基に、諮問実施機関の決定の妥当性について判断し、答申することになる。

ウ 公開条例に基づく処理について

実施機関は、開示決定等について開示請求者等から不服申立てがあったときは、公開条例第21条第1項の規定により、速やかに審査会に諮問しなければならないとされている。そして、諮問を受けた審査会は、必要があると認めるときは、公開条例第23条第1項の規定により、開示決定等に係る行政文書の提示を諮問実施機関に求めることができる。

また、審査会は同条第4項及び改正後の千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定。以下「公開要領」という。）第6条の規定により、法第29条第2項の規定により作成した弁明書の写しの提出を諮問実施機関が提出した場合を除き、求めるものとされている。

そして、審査会が必要と認めた場合には、公開条例第23条第4項及び公開要領第7条の規定により、諮問実施機関に対し、法第30条第1項又は第2項の規定による反論書又は意見書の写しの提出を求めるものとされている。

こうした事務処理を経て、審査会は、これらの行政文書、反論書及び論点整理資料などを基に、諮問実施機関の決定の妥当性について判断し、答申することになる。

エ 本件決定等について

(ア) 本件決定1について

本件決定1は、本件開示請求の対象となる自己情報を全て開示するとしたものであるから、そもそも審査請求人との関係で違法又は不当となるものではないが、審査請求人は文書の特定が不十分である旨主張するので、この点についての弁明は後述する。

(イ) 本件決定2について

本件決定2では、本件文書2のすべての文書において、実施機関が審査会に提出した開示決定等の関連文書（以下「開示決定等の関連文書」という。）を不開示とした。

開示決定等の関連文書は、不開示とされた箇所が黒塗りされる前の文書であり、改正前公開条例又は公開条例に基づき不開示とすべき情報が記載されてい

る。

そうすると、黒塗りされる前の文書をそのまま開示することができないのは自明であり、不開示とすべき情報を黒塗りして開示するとしても、そもそも原処分に争いがある以上、その黒塗りの範囲について、改めて争いが惹起されることは必定である。

したがって、開示決定等の関連文書を開示すると、その適否について無用の混乱を招きかねず、県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあることから、開示決定等の関連文書に記載の情報は、保護条例第17条第6号の規定により不開示情報に該当する。

(ウ) 本件決定3について

本件決定3では、審査会が審議を円滑に進めるために作成した検討資料（以下「審査会の検討資料」という。）である本件文書3を不開示とした。

審査会の検討資料は、審査会が行う調査審議において、論点を整理するために用いる論点整理資料や答申案で構成されている。

審査会では自由かつ達な議論の後、審査会の判断として答申を行うことになるが、審査会の検討資料は、審議の過程において使用する検討用の資料であり、記載の内容も審議の過程における未成熟な内容であるため、それを明らかにした場合、開示を受けた者がその記載内容を捉えて最終的な答申と比較するなどして、調査審議が十分に尽くされていないといった誤解をするおそれがあるなど、審査会の答申の公正さや客観性について無用な疑いを招くおそれがある。

これに加えて、審査会において公正中立的な審議が実現されるためには、自由かつ達な議論が必要不可欠であり、審査会における調査審議のために収集又は作成された資料を公にすると、審査会での審議の過程においてどのような論点についてどのような議論がされ、どのような結論の方向付けがされたかが明らかになり、今後、審査会における審議の際には、自由かつ達な発言を躊躇し、公になることを前提とした資料の収集又は作成を行うおそれがある。

こうしたことから、審査会の検討資料については、公にすることにより、審査会における今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、保護条例第17条第6号柱書の規定により不開示情報に該当する。

(5) 本件決定等の妥当性

ア 対象文書の特定について

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、対象文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

しかし、審査会における処理については、前記(4)イ及びウのとおりであり、こうした事務処理の過程で作成又は取得する行政文書は本件決定等で特定したものが全てであって、文書の特定が不十分であるなどということはない。

したがって、審査請求人の対象文書の特定が不十分であるという主張には理由がない。

イ 不開示情報該当性について

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)のとおり、不開示部分について保護条例上不開示とする根拠がないと主張しているとの解されるので、以下、不開示部分ごとに不開示情報該当性について説明する。

(ア) 開示決定等の関連文書について

前記(4)エ(イ)のとおり、開示決定等の関連文書に記載の情報は、公にすることにより県の機関が行う開示決定等の事務処理に支障が生じるおそれがあることから、保護条例第17条第6号柱書の規定により不開示情報に該当する。

したがって、開示決定等の関連文書を不開示としたことは、違法又は不当ではない。

(イ) 審査会の検討資料について

前記(4)エ(ウ)のとおりであり、審査会の検討資料は、公にすることにより審査会における今後の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、保護条例第17条第6号柱書の規定により不開示情報に該当する。

したがって、審査会の検討資料を不開示としたことは違法又は不当ではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定等は、いずれも違法又は不当ではない。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の内容及び本件決定等について

ア 開示請求書に記載された内容から、本件開示請求は、審査請求人が行った異議申立て及び審査請求事案に対し、審査会が作成又は取得した文書のうち、審査請求人に交付していない文書(審査請求人が提出した文書を除く。)を求めるというものである。

イ 実施機関は、前記4(3)のとおり本件文書を特定し、本件決定等を行った。

(2) 本件文書の特定について

一般的に、審査請求がなされた場合、諮問実施機関は審査会に対し諮問を行うこととなるが、その際の事務処理の流れについては前記4(4)イ及びウのとおりである。

そして、審査会では提出された書面を基に処分の妥当性等について審議し、諮問実施機関に対し答申を行うこととなる。

審査請求人は、前記3(1)イ(ア)及び(2)アのとおり、文書探索が不十分であり、また、存在する可能性のある文書等を例示しているため、以下検討する。

ア 審議に参加した職員等と呼んだ文書及び出席調整に関する文書

審査請求人は、審議に参加した職員等と呼んだ文書やその出席調整に関する文書が存在すると主張しているため、以下検討する。

(ア) 審議に参加する職員等とは、審査会が審査請求事案の審議を行う際における、審査会の委員及び事務局職員、若しくは、公開条例第23条第4項の規定により

審査会が意見を聴く場合の審査請求人、参加人又は諮問実施機関職員（以下「審査請求人等」という。）であるが、審議会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件審査請求に係る事案においては、審査請求人等を審査会に招集した事実はないとのことである。

(イ) しかしながら、審査会の開催にあたっては、審査会の部会長から各委員あてに開催日時、場所、議題等について通知している文書（以下「開催通知」という。）が送付されているので、開催通知の特定の要否について、以下検討する。

a 実施機関が、開催通知を特定しなかった理由について審議会事務局職員に確認させたところ、開催通知には、開催日時、場所、議題等は記載されているが、審査請求人の氏名の記載はなく、審査請求人の個人情報が含まれていないと判断した、とのことであった。

b 保護条例第2条第1号の規定で定義される個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）である。

c 開催通知に記載されている議題には、審査請求人が本件開示請求を行った際に、開示請求書に記載した内容の概要及び当該請求に対する実施機関の決定の種別並びに諮問番号が記載されている。

d これらの情報は、実施機関が本件決定等で特定した行政文書中に記載されていることが認められ、保護条例第2条第1号の規定に照らせば、個人情報とは、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むのであるから、前記cの情報は、保護条例で定義する審査請求人の個人情報であると認められる。

e したがって、開催通知を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので当該文書を特定し、あらためて決定等を行うべきである。

イ 音声データについて

(ア) 審査会の音声データの有無等について、審議会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、審査会における事案の審議に際してはその都度録音を行っているが、これは、実施機関が会議録の要旨を作成したり、答申案作成のために委員の発言内容を確認したりする等のために行っているとのことである。

(イ) 保護条例第2条第5号では行政文書を定義しており、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定しているが、例外規定としてただし書ハにより、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、規則で定めるもの」は行政文書から除かれている。

(ウ) そして、千葉県個人情報保護条例第2条第3号の記述等並びに同条第5号ロの施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則（平成17年千葉県規則第64号。以下「電磁的記録規則」という。）第4条第1号は、「会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録」について、行政文書から除くと規定している。

(エ) 以上から審査会の音声データについては、電磁的記録規則で規定する電磁的記録に該当し、行政文書から除かれると認められるので、実施機関が音声データについて特定しなかったことは妥当である。

(オ) なお、審議会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該音声データについては、答申作成後は廃棄しているとのことである。

ウ 審議において使用された文書

審査請求人が主張する審議において使用された文書とは、審査会が事案を検討する際に使用する文書であって、実施機関が本件決定3により特定した本件文書3が該当すると思料されるが、当該文書の不開示情報該当性については、別途検討する。

エ その他の行政文書について

審査請求人が例示した文書は前記アないしウであるが、前記ア（イ）dの判断を基に審議会事務局職員をして、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、公開要領第3条に規定する審査請求等事案の各部会への割り振りに係る行政文書中及び同要領第15条に規定する部会が作成する会議録中に、審査請求人の個人情報が含まれていることが確認された。

実施機関は当該文書について特定し、あらためて決定等を行うべきである。

(3) 不開示情報該当性について

実施機関が本件決定2及び本件決定3において特定した本件文書2及び本件文書3の不開示情報該当性について、以下検討する。

ア 本件決定2の不開示情報該当性について

(ア) 公開要領第14条は、「部会の行う諮問事案に係る調査審議の手続は、公開しない。」と規定しているが、これは審査会の調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、インカメラ審理手続も認められていること等によるものである。

(イ) 本件決定2において、実施機関が不開示とした情報は、実施機関が審査会に提出した開示決定等の関連文書であり、不開示箇所が黒塗りされる前のインカメラ審理用の文書である。

(ウ) 公開条例第23条第1項によれば、インカメラ審理用の文書は、「何人も審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない」と規定されている。その趣旨は、審査会に提示された行政文書は、まさにその開示決定等の当否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを開覧することは不適當であるからである。

(エ) また、保護条例第49条第1項によれば、「何人も審議会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない」と規定しており、審議会に提示された行政文書開示請求は、提示した実施機関に対して行うべきであるので、インカメラ資料は、審議会に対して開示を求めることができない。

(オ) 審査請求人は、実施機関が審査会に提出した開示決定等の関連文書は、不開示とされた箇所が黒塗り・白抜き等される前の文書という意味であり、その余は、公開条例第23条第1項前段により、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができないというところの行政文書には該当しないため、保護条例第17条第1号には該当しないと主張しているが、本件文書2は、本件決定2によってすでに審査請求人に開示された部分、すなわち審査請求人が主張している「その余」の部分と、開示決定等の関連文書で構成され、開示決定等の関連文書を適用除外とすることは、前記(ウ)及び(エ)のとおり、公開条例第23条第1項及び保護条例第49条第1項の趣旨を踏まえた取扱いと考えられる。

(カ) そうすると、本件文書2については、本件開示請求に対してすでに開示している部分以上の開示部分はないのであるから、当該部分を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

イ 本件決定3の不開示情報該当性について

(ア) 本件文書3の構成について

本件決定3において、実施機関は前記4(4)エ(ウ)のとおり、別表3に掲げる本件文書3を不開示としている。

実施機関の説明によれば、本件決定3において実施機関が不開示とした本件文書3の情報は、審査会における審議を円滑に進めるため審査会事務局職員が作成したものであり、当該資料は審査会が行う調査審議において、論点を整理するために用いる論点整理資料や答申案で構成されているとのことであるが、審議会が当該情報について確認したところ、その構成は別表4のとよりの類型に分類することができるので、以下検討する。

(イ) 別表4-1ないし4-15の各(1)について

a 別表4-1ないし4-15の各(1)に掲げる情報は、審査請求人が提出した文書又は審査請求人へ交付された文書の写しである。

当該文書については、審査請求人が開示請求書に請求の対象から除外する旨の記載をしていることから、本件開示請求の対象とする必要はないものであると認められる。

b しかしながら、別表4-1、4-2、4-3、4-6、4-7、4-13、4-14及び4-15の各(1)イに掲げる情報については、審査請求人が提出した文書又は審査請求人へ交付された文書ではないため、本件開示請求の対象となるところ、本件決定1及び本件決定2によりすでに開示した文書の一部に同じ情報が含まれている。

このような情報を開示したとしても、保護条例第17条第6号柱書の規定に該当するとは認められないため、当該部分については開示すべきである。

(ウ) 別表4-1ないし4-15の各(2)について

実施機関は、本件決定3においては、本件文書3全体を保護条例第17条第6号に該当するとして不開示としているが、別表4-1ないし4-15の各(2)に掲げる情報については、本件決定1及び本件決定2によりすでに開示した文書の一部に同じ情報が含まれている。

このような情報を開示したとしても、保護条例第17条第6号柱書の規定に該当するとは認められないため、当該部分については開示すべきである。

(エ) 別表4-1ないし4-15の各(3)について

a 別表4-1ないし4-15の各(3)（以下「各(3)」という。）に掲げる情報は、審査会事務局職員が審議を円滑に進めるために論点の確認事項や審議の経過等をまとめ、また、法令等の解釈や参考となる事例等を説明するための資料である。

b そもそも、審査会とは、開示請求等に対する実施機関の決定について審査請求が行われた場合に、実施機関からの諮問を受け、第三者としての立場から当該決定の違法性等について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う合議制の機関である。

また、審査会の答申は、公開条例の定める要件に従い、行政上の不服申立手続における最終の公権的判断としてあるべき判断を示すものであり、答申における判断は公正かつ客観的であることが要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるような事情が外部に現れることになると、答申に対する信頼が低下することになる。

c 各(3)の情報については、審議の方向性を推測し、又は審議途中のある時点までの審議内容を踏まえて、一定の観点から作成され、又は収集されるものであり、これらを開示すると審査会が何に着目していたかが明らかとなり、又は推測することが可能となる。

d しかし、一方において、これらの資料だけでは、審議の内容と過程がすべて把握できるものではなく、議論の変遷や個々の委員の意見、検討過程で各資料がどのように考慮されたか等の詳細はあきらかにならず、第三者がこれを見ても答申の理解が深まるとは限らず、かえって議論が尽くされていないのではないか、考慮すべき資料が適切に考慮されなかったのではないかな等の誤解を招き、答申の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得る。

e また、審査会の調査審議手続は不服申立手続の一環をなすものであり、当該資料を公にすると、審査請求人が答申案等の表面的な誤りや表現上の不適切さ、考慮すべき資料が考慮されていないこと等を指摘し、答申の公正さ、客観性について、一面的な非難等をするおそれがないとは言えない。

f このため、当該資料を公にすると、非難等を受ける事態を避けるため、審査会の審議において自由かつ率直な意見交換が行われにくくなるおそれがあると考えられる。

g よって、各(3)の情報は、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、保護条例第17条第6号柱書に該当するため不開示が相当である。

(オ) 別表4-1ないし4-15の各(4)(4-6及び4-14を除く。)について別表4-1ないし4-15の各(4)(4-6及び4-14を除く。)に掲げる資料は開示決定等の関連文書であるので、審議会の判断は前記アのとおりである。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 6月30日	諮問書(弁明書の写しを含む)の受理
平成29年 7月17日	反論書等の写しの受理
令和 元年10月24日	審議(令和元年度第6回第2部会)
令和 元年11月28日	審議(令和元年度第7回第2部会)
令和 2年 2月27日	審議(令和元年度第10回第2部会)

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表1 (本件決定1において実施機関が全部開示した文書)

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
1	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局：精神科医療センター)
2	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
3	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
4	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
5	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
6	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
7	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (教育委員会：特別支援教育課)
8	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
9	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (知事：障害福祉課)
10	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局：精神科医療センター)
11	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局：精神科医療センター)
12	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
13	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
14	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (知事：精神保健福祉センター)
15	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号 (障害福祉課)
16	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
17	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
18	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
19	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
20	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（総務部行政改革推進課）
21	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
22	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
23	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
24	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
25	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（知事：精神保健福祉センター）
26	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
27	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
28	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
29	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（知事：健康づくり支援課）
30	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：がんセンター）
31	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（知事：〇〇健康福祉センター）
32	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（知事：〇〇健康福祉センター）
33	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
34	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（教育委員会：特別支援教育課）
35	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
36	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
37	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：がんセンター）

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
38	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
39	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
40	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出依頼について 諮問第〇〇号（知事：精神保健福祉センター）
41	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
42	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
43	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
44	理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
45	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
46	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号、〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
47	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
48	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
49	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（障害福祉課）
50	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
51	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
52	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号、〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
53	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（行政改革推進課）
54	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
55	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
56	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号、〇〇号（病院局長：精神科医療センター）

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
57	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：精神保健福祉センター）
58	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号～〇〇（病院局長：経営管理課）
59	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：健康づくり支援課）
60	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：がんセンター） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
61	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：〇〇健康福祉センター） 諮問第〇〇号（知事：〇〇健康福祉センター）
62	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（教育委員会：特別支援教育課）
63	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
64	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
65	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：がんセンター）
66	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
67	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
68	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：精神保健福祉センター）
69	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局：経営管理課）
70	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
71	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
72	理由説明書に対する意見書の提出及び送付について 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
73	口頭意見陳述の要望書 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
74	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
75	諮問の受付について（通知） 諮問第〇〇号（病院局長：がんセンター）

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
76	諮問の受付について（通知） 諮問第〇〇号（知事：保健医療大学）
77	諮問の受付について（通知） 諮問第〇〇号（知事：精神保健福祉センター）
78	弁明書に対する反論書の送付について（供覧） 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
79	反論書写しの送付について（供覧） 諮問第〇〇号（病院局長：循環器病センター）
80	反論書の送付について（供覧） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
81	反論書について（供覧） 諮問第〇〇号（病院局長：こども病院）
82	異議申立てに対する決定について（答申） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
83	異議申立てに対する決定について（答申） 諮問第〇〇号（病院局長）
84	異議申立てに対する決定について（答申） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
85	異議申立てに対する決定について（答申） 諮問第〇〇号（知事：行政改革推進課）
86	異議申立てに対する決定について（答申） 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
87	理由説明書の提出について（回答） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け障第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
88	理由説明書の提出について（回答） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け障第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
89	理由説明書の提出について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け医第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
90	理由説明書の提出について（回答） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け障第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
91	反論書について（送付） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けこ病第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分

※審査請求人から提出された文書及び審査請求人に交付された文書を除く

別表2 (本件決定2において実施機関が部分開示した文書)

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
1	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局：精神科医療センター)
2	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局：精神科医療センター)
3	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局：精神科医療センター)
4	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (知事：精神保健福祉センター)
5	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (知事：障害福祉課)
6	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
7	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
8	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
9	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (総務部行政改革推進課)
10	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
11	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (知事：精神保健福祉センター)
12	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
13	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
14	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (知事：健康づくり支援課)
15	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：がんセンター)
16	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (知事：〇〇健康福祉センター)
17	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (知事：〇〇健康福祉センター)
18	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：精神科医療センター)
19	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：経営管理課)
20	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (病院局長：がんセンター)
21	理由説明書の提出について (依頼) 諮問第〇〇号 (知事：障害福祉課)

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
22	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
23	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
24	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（知事：精神保健福祉センター）
25	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
26	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：経営管理課）
27	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
28	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
29	理由説明書の提出について（依頼） 諮問第〇〇号（知事：医療整備課）
30	理由説明書の提出について 諮問第〇〇号（知事：障害福祉課）
31	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：循環器病センター）
32	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：精神科医療センター）
33	諮問の受付及び反論書等の写しの提出について（依頼） 諮問第〇〇号（病院局長：こども病院）
34	諮問の受付について（通知） 諮問第〇〇号（病院局長：救急医療センター）
35	審査請求に対する裁決について（諮問） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けこ病第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
36	審査請求に対する裁決について（諮問） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
37	審査請求に対する裁決について（諮問） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
38	審査請求に対する裁決について（諮問） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分
39	審査請求に対する裁決について（諮問） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号 注：諮問第〇〇号に係る分

※審査請求人から提出された文書及び審査請求人に交付された文書を除く

別表3 (本件決定3において実施機関が不開示とした文書)

No.	開示請求に係る個人情報記録された行政文書の件名
1	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
2	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
3	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
4	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
5	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
6	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
7	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
8	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
9	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
10	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行革第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
11	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け病経管第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
12	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け病経管第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
13	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
14	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)
15	千葉県情報公開審査会における検討資料 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け精医セ第〇〇号に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 異議申立てに係る分(諮問第〇〇号)